

市町村では、様々な家庭教育支援・子育て支援を行っています。

<いちき串木野市>



長子児童家庭訪問
1・2年生長子児童家庭を対象とした相談対応や情報提供を行う。



出前サロン「おあしす」
学級PTA開催時に開設し、気軽に語り、相談できる場を提供する。



婦人会等による母親学級
身近な先輩から子育てについて学ぶ。



家庭教育情報紙
「ほっとルームだより」

<南九州市>



子育てサロン
就学前の親子が楽しく遊びながら交流する。



子育て講演会
親子のふれあい活動について、講話や実技から学ぶ。



子育てサポーター研修会
サロンで活動するサポーターを育成する。



次世代向け子育て講座
中高生を対象とした子育て講話や保育交流を行う。

※ お住まいの市町村の取組については、各市町村の教育委員会や福祉担当窓口へお問い合わせください。

主な支援制度・事業

制度・事業	支援内容	問合せ先
放課後児童クラブ	労働等で昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童(放課後児童)を対象に、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。	入所の希望など詳細については、お住まいの市町村の福祉担当窓口へお問い合わせください。
子育て短期支援事業	保護者が病気、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなど身体的・精神上的の事由、出産、看護など家庭養育上の事由や冠婚葬祭、出張など社会的な事由により一時的に家庭で児童を養育できない場合や、経済的問題等により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで児童又は母子の養育・保護を行い、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。	入所の希望など詳細については、お住まいの市町村の福祉担当窓口へお問い合わせください。
ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けたい人と提供したい人が会員組織を作り、助け合うしくみで、学童保育終了後、保護者の病気、急用、冠婚葬祭の外出の時などに利用できます。 ※ 鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、西之表市、薩摩川内市、霧島市、いちき串木野市、志布志市、始良市、徳之島町、和泊町で実施しています。	詳細については、お住まいの市町村にお問い合わせください。 ※ 会員登録と同時に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」に自動加入されます。(保険料は、センター負担)
母子家庭等日常生活支援事業	修学等の自立促進に必要な事由若しくは社会的事由により、一時的に生活援助、保育サービスが受けられます。	詳細については、お住まいの「市町村母子会長」にお問い合わせください。 ※ 母子会のない市町村は、市町村の福祉担当窓口へ



みんなで支えるかごしまの家庭教育



家庭教育1・2・3

～キホンをホンキで～



平成26年4月1日 施行

県民みんなで 家庭の教育を応援する

「鹿児島県家庭教育支援条例」ができました!!

(基本理念)

第3条 保護者は、その子どもの教育について第一義的責任を有する。

2 家庭教育の支援は、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、**それぞれの役割**を果たすとともに、家庭教育の自主性を尊重しつつ、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

※ 保護者、学校等、地域住民等、事業者の役割を明確にしました。(第6条～第9条)

* 条例の本文は、鹿児島県教育委員会のホームページに掲載しています

[教育・文化・交流] → [生涯学習・社会教育] → [家庭の教育力の向上] → [鹿児島県家庭教育支援条例]